



「市民主役条例」を考えよう!!



1月23日(土)の「まちづくり実践講座」では、講演に続いて、3月の鯖江市定例市議会へ提案される「市民主役条例」についてのシンポジウムも開かれました。

出席した市民が条例の在り方をめぐって熱い議論を繰り広げた中から、特に大きな議論を呼んだ3つの論点をご紹介します。

市民主役とは何か？ 市民はまちづくりにどう参画していくべきか…
条例づくりを契機に、みなさんも考えてみませんか？

【市民主役条例とは】

鯖江市の牧野市長の提案で、平成21年の11月から策定が始まった“市民が主役のまちづくり”をうたう条例。策定委員は、各市民団体のメンバーと、公募による全16名からなり、この3月の市議会に市民提案の形で市から条例案が提出される。

前文と全12条から構成され、分かり易い言葉使いと、主体である「市民と市」を「わたしたち」と表記する文体も特徴。詳しくは、鯖江市のホームページで。<http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=8478>



条例にすることの意味

条例とは、自治体の法律。ただ「市民主役条例」は市民の活動を規制するのではなく「市民も行政もみんなで一緒に努力していこう」という“理念”をうたい、まちづくりの方向性を明らかにするもの。

いわゆる「理念条例」に近いものですが、そのために様々な意見も出されました。

「市民憲章的なものを条例にする必要があるのか?」「内容も抽象的で具体的にどうしたいのか分からない」「理念だけでは実効性がない」等々…

一方で、法律の文章としてははっきり書き込むことで、行政に条例の理念を浸透させることができ、市民の役割意識を向上できるとの見解もあります。



市民参加と広報

「市民主役」とは市民がまちづくりの“意志決定”に関わること。行政の、計画・実行・検証・改善(PDCA)の各過程に市民が参画できることが重要。

その意味で、今回は市民周知が不十分であり、手続きに問題があるとの意見もありました。

4月の“施行”ありきで計画を立てるのではなく、「少しでも多くの市民の合意が得られるよう策定を遅らせても良いのでは」との意見。逆に「これを市民参加の好機と捉えて、今、一歩でも半歩でも踏み出すべきでは」との積極的な主張もあります。

確かに広報が手薄な感はありますが、将来を見据え、条例を生かして、市民活動やまちづくりをどう盛り上げていくかが大切だと指摘もありました。



あなたが育てる「市民主役条例」(制定後はどうしていくの?)

今回の条例は、何かすぐに劇的に変わるようなものではありません。しかし条例案の策定に携わった委員から、新条例の将来的な活用や発展を考える会をつくり、持続的に議論したいという声もあります。

「議論を重ねながら、条例施行当日からすみやかに実行していく体制づくりが必要」「条例として、まだまだ足りないところもありそう。日本では一回完成した法律は絶対に変えないのが当たり前のように思われているが、NPO法のように1~2年毎に見直し、臨機応変に変えても良いのではないか。」「市民側も、より良い条文にするために、自ら赤ペンで修正案を書いて出すことが必要だ。」

条例策定で終わりではなく、制定後に何をしていくべきかについて、さまざまな提案が出されました。

“条例”と聞くと「別世界」「威圧感」「難しい」…いろんなことを感じる人が多いことも事実ですが、一人ひとりが条例を見つめていくことは“市民主役”社会を実現するための一歩です。ぜひ、この機会に考えてみませんか？

